



国官参物第270号の3
令和2年2月28日

一般社団法人日本倉庫協会 会長 殿

国土交通省大臣官房参事官（物流産業



台風等による異常気象時における輸送に関するご理解とご協力のお願い

昨今の台風等異常気象時において、トラック運送事業者が輸送の安全を確保することが困難な状況下で荷主に輸送を強要され、トラックが横転するなどの事故が発生しています。このような場合には、ドライバーの生命や身体が害されるおそれがあることはもとより、トラック運送事業者は行政処分を受け、当初の運行計画が崩れることにより、物流全体の効率性が損なわれ、持続的な物流機能にも影響が生じるおそれがあります。

このため、今般、別添のとおり自動車局貨物課長等から公益社団法人全日本トラック協会会長等宛てに通達が発出されましたので、貴協会においても、台風等異常気象時における輸送の安全の確保の重要性にご理解頂き、傘下会員への周知をお願いします。